

第2号様式 (第7条関係)

(第1面)

令和4年 5月 11日

東京都北区長 殿

住所 東京都中央区晴海2丁目3番2-4812号
 建築主 合同会社かわはら
 氏名 代表社員 川原 慶太郎
 電話



〔 法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

標 識 設 置 届

下記建築物に係わる標識を 4年 5月 6日に設置したので、東京都北区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第5条第2項の規定により届け出ます。

記

建築物の名称		(仮称)北区赤羽2丁目計画	
設計者住所・氏名		埼玉県春日部市中央1丁目58番13 株式会社 デュエルデザイン 藤野正晃 (電話) 048-733-0733	
施工者住所・氏名		さいたま市大宮区桜木町4-419-8 アストライズ大宮ビル2F (株) アストライズ 代表取締役 松本 貴士 (電話) 048-711-5576	
建築敷地の位置	地名地番	東京都北区赤羽二丁目 54-2	54 番 5 号
	用途地域	近隣商業地域	
	その他の地域・地区	防火地域	
主要用途		共同住宅	工事種別 新築
計画に係る建築物	高さ	13.460m	階数 地上5階・地下0階
	構造	RC造	基礎工法 ベタ基礎
		計画に係る部分	計画以外の部分 合計
敷地面積		107.50㎡	107.50㎡
建築面積		78.15㎡	78.15㎡
延べ面積		390.75㎡	390.75㎡
着工予定		R4年7月1日	完了予定 R5年3月1日

申請は5月21日以降です

(第1面)

令和4年 5月 25日

東京都北区長 殿

建築主

住所 東京都台東区台東4-8-7仲御徒町フロント3階 ^{ビル}

氏名 株式会社エッジキャピタル
代表取締役 小飯塚 典康

電話 03 (6803) 2973



〔 法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

標 識 設 置 届

下記建築物に係わる標識を令和4年5月16日に設置したので、東京都北区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第5条第2項の規定により届け出ます。

記

建築物の名称		(仮称) 北区十条仲原2丁目共同住宅 新築工事	
設計者住所・氏名		東京都台東区東上野3-4-6奈良ビル2F 電話 03 (6801) 7275 株式会社石井設計 代表取締役 石井巧	
施工者住所・氏名		茨城県水戸市中央1-3-18-2F 電話 029 (291) 8100 株式会社C・Kカンパニー 代表取締役 馬場加奈子	
建 築 置 敷 地 の	地名地番	北区十条仲原2丁目7番地76、8番27、34	10番 21号
	用途地域	近隣商業地域	
	その他の地域・地区	十条駅周辺西地区地区計画、防火地域、最低限7m高度地区	
主要用途		共同住宅 (総住戸数24戸)・店舗 (7-11に併設住戸24戸含む)	工事種別 新築
計 画 に 係 る 建 築 物	高さ	26.79m	階 数 地上 9階・地下 階
	構造	鉄筋コンクリート造	基礎工法 現場造成杭
		計画に係る部分	計画以外の部分
敷地面積		162.09㎡	0㎡
建築面積		106.51㎡	0㎡
延べ面積		773.24㎡	0㎡
着工予定		令和4年8月1日	完了予定 令和5年9月30日

申請は6月19日以降です

変更前

第2号様式 (第7条関係)

(第1面)

令和4年 5月29日

東京都北区長 殿

住所 東京都新宿区新宿六丁目22-13

建築主 (株)片山組

氏名 代表取締役社長 船越 俊光 印

電話 03 (3352) 0611 -



法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

標 識 設 置 届

下記建築物に係わる標識を令和4年 5月26日に設置したので、東京都北区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第5条第2項の規定により届け出ます。

記

建築物の名称		(仮) ヤマニP. j 新築工事	
設計者住所・氏名		東京都新宿区新宿六丁目22-13 (株)片山組 一級建築士事務所	
施工者住所・氏名		東京都新宿区新宿六丁目22-13 (株)片山組 電話 (03)3352-0611 代表取締役社長 船越 俊光	
建位置敷地の	地名地番	東京都北区王子二丁目23番地6	23番 9 号
	用途地域	商業地域	
	その他の地域・地区	防火地域	
主要用途		共同住宅	工事種別 新築
計画に係る建築物	高さ	29.80m	階数 地上10階・地下0
	構造	鉄筋コンクリート	基礎工法 アースドリル杭 (現前造成杭)
		計画に係る部分	計画以外の部分
敷地面積		151.76㎡	0 151.76㎡
建築面積		106.07㎡	0 106.07㎡
延べ面積		992.84㎡	0 992.84㎡
着工予定		令和4年 10月 1日	完了予定 令和5年 10月 31日

申請は6月29日以降です